

平成 29 年度所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月の介護保険改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

(1) 対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

(2) 上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また 1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定する。

(3) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

(4) 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。

(5) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該算定の算定状況を公表する。

		H29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	1	1	0	0	0	0
	治療日数	1	4	0	0	0	0
尿路感染	人数	4	2	2	0	1	0
	治療日数	15	2	9	0	7	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0

		10月	11月	12月	H30年1月	2月	3月
肺炎	人数	0	1	1	2	0	0
	治療日数	0	3	6	6	0	0
尿路感染	人数	1	0	0	0	0	0
	治療日数	7	0	0	0	0	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0